

山鹿市子ども医療費助成に関する条例

平成17年1月15日

条例第129号

改正 平成19年3月27日条例第13号

平成20年3月24日条例第11号

平成21年6月19日条例第17号

(題名改称)

平成24年6月25日条例第22号

平成25年6月19日条例第23号

平成26年3月24日条例第9号

平成26年12月22日条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、**子ども**の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び**健全な育成**並びに子育て支援を図るため、**子ども**の医療費の一部負担金に対して助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平21条例17・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 本市の住民基本台帳に記録されている者であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。
- (2) 社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
  - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (3) 医療費 社会保険各法に規定する療養の給付その他の保険給付の対象となる療養（入院時食事療養費に係る療養を除く。以下「療養の給付等」という。）に要する費用（交通事故等により第三者からの賠償として支払われるものを除く。）をいう。

- (4) 一部負担金 医療費から社会保険各法の規定により給付される療養費を控除した額（高額療養費、高額介護合算療養費、附加給付金及び他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額（当該公費負担金につき徴収されるべき負担金がある場合は、その額を控除した額）を控除した額）をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを監護している者をいう。
- (6) 保険医療機関等 社会保険各法の規定により療養の給付等を取り扱う病院、診療所、薬局その他の者をいう。

（平19条例13・平20条例11・平21条例17・平24条例22・平25条例23・平26条例9・一部改正）

（助成対象者）

第3条 医療費の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法による被保険者又は被扶養者であつて、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない子どもとする。

（平19条例13・全改、平21条例17・一部改正）

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象者の医療費に要した一部負担金の額とする。

（平19条例13・全改、平20条例11・平21条例17・平26条例9・一部改正）

（受給資格の認定等）

第5条 助成対象者の保護者又は自らが医療費を負担している助成対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、受給資格の認定について、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、受給資格があると認定したときは、当該申請をした者にその旨を通知するとともに、受給者証を交付するものとする。

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）又は助成対象者であるその子どもは、保険医療機関等において受ける療養の給付等について医療費の助成を受けようとするときは、当該保険医療機関等において受給者証を提示しなければならない。ただし、第7条第2項に規定する療養の給付等以外の療養の給付等を受ける場合は、この限りでない。

（平20条例11・平21条例17・平25条例23・平26条例44・一部改正）

（所得状況等の確認）

第6条 受給者は、毎年所得状況等について市長の確認を受けなければならない。

(平20条例11・平21条例17・平25条例23・一部改正)

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、受給者の申請（保険医療機関等において療養の給付等を受けた日（養育医療の給付に係るものにあつては、これにつき徴収される負担金を納入した日）の属する月の翌月から起算して1年以内にされたものに限る。）に基づき行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、助成対象者である子どもが指定保険医療機関等（本市が受給者に支払うべき助成金をこの項の規定により受領することができる保険医療機関等としてあらかじめ市長が指定した保険医療機関等をいう。）における療養の給付等（病院又は診療所への入院に係るものを除く。）を受けたときは、これにつき受給者に支払うべき助成金を当該指定保険医療機関等の請求に基づき当該指定保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給者に対して医療費の助成があつたものとみなす。

(平25条例23・全改)

(受給資格の喪失)

第8条 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本市に住所がなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

2 受給者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、受給者証を返還しなければならない。

(平25条例23・一部改正)

(届出の義務)

第9条 受給者は、届出事項に変更が生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(平21条例17・平25条例23・一部改正)

(受給者証の再交付)

第10条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、市長に再交付を申請する

ことができる。

(平 2 5 条例 2 3 ・ 追加)

(不当利得の返還)

第 1 1 条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者からその助成金の全額又はその一部を返還させることができる。

(平 2 5 条例 2 3 ・ 旧第 1 0 条繰下 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 5 条例 2 3 ・ 旧第 1 1 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 1 月 1 5 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例に基づく医療費の助成については、平成 1 7 年度から適用する。

(経過措置)

3 合併前の山鹿市乳幼児医療費の助成に関する条例(平成 1 1 年山鹿市条例第 2 6 号)、鹿北町乳幼児医療費助成に関する条例(平成 1 1 年鹿北町条例第 1 9 号)、菊鹿町乳幼児医療費助成に関する条例(平成 1 1 年菊鹿町条例第 1 7 号)、鹿本町乳幼児医療費助成に関する条例(平成 1 1 年鹿本町条例第 1 8 号)又は鹿央町乳幼児医療費助成に関する条例(平成 1 1 年鹿央町条例第 1 8 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定に基づく医療費の助成については、平成 1 6 年度に限り、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 1 9 年 3 月 2 7 日条例第 1 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 0 年 3 月 2 4 日条例第 1 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 1 年 6 月 1 9 日条例第 1 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 2 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による認定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

（経過措置）

- 3 市長は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例第5条第2項の規定による認定を受けている助成対象者であって、新条例の規定による受給資格があるものについては、新条例第5条の規定にかかわらず、受給資格の認定をし、保護者にその旨を通知するものとする。
- 4 新条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月25日条例第22号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年6月19日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第7条第2項の規定による受給者証の交付及び同項に規定する指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 前項の規定の施行の際現に山鹿市子ども医療費助成に関する条例第5条第2項の規定による認定を受けている者は、前項の規定の施行の日に、新条例第5条第1項の規定の例により申請をした者とみなす。
- 4 新条例の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、施行日前の療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成26年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定による申請並びに同条第2項の規定による認定、通知及び交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の療養の給付等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月22日条例第44号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成17年1月15日

規則第93号

改正 平成21年9月17日規則第21号

(題名改称)

平成25年6月19日規則第16号

平成26年3月24日規則第4号

平成26年12月22日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、山鹿市子ども医療費助成に関する条例（平成17年山鹿市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則21・一部改正)

(受給資格の認定の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、子ども医療費受給資格認定申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 助成対象者に係る社会保険の被保険者証の写し
- (2) 保護者（助成対象者が申請する場合にあっては、助成対象者）の所得証明書

2 条例第5条第2項の規定による認定の通知及び受給者証の交付は、子ども医療費受給資格認定（却下）通知書（様式第2号）及び子ども医療費受給者証（様式第3号）により行うものとする。

(平21規則21・全改、平25規則16・平26規則32・一部改正)

(助成の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による申請は、子ども医療費助成申請書（様式第4号）及び領収書を提出して行うものとする。

(平21規則21・平25規則16・一部改正)

(助成の決定)

第4条 市長は、条例第7条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、医療費の助成をすべきものと認めるときは、助成の額を決定し、子ども医療費助成決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(平21規則21・平25規則16・平26規則32・一部改正)

(届出事項の変更の届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、次の各号のいずれかに該当するときに、子ども医療費受給資格変更届(様式第6号)を提出して行うものとする。

- (1) 加入している社会保険に変更があったとき。
- (2) その他届出事項に変更があったとき。

(平21規則21・平25規則16・一部改正)

(受給者証の再交付の申請)

第6条 条例第10条の規定による申請は、子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第7号)を提出して行うものとする。

(平25規則16・追加)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則21・旧第7条繰上、平25規則16・旧第6条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月15日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則に基づく医療費の助成については、平成17年度から適用する。

(経過措置)

- 3 合併前の山鹿市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成15年山鹿市規則第4号)、鹿北町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成4年鹿北町規則第9号)、菊鹿町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成12年菊鹿町規則第23号)又は鹿央町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成4年鹿央町規則第13号)(以下「合併前の規則」という。)の規定に基づく医療費の助成については、平成16年度に限り、なお合併前の規則の例による。

附 則(平成21年9月17日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成21年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成21年山鹿市条例



第17号。以下「改正条例」という。) 附則第2項に規定する申請及び認定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条及び第5条の規定の例による。  
(経過措置)

3 改正条例附則第3項の規定による通知は、新規則第2条第2項の規定の例による。  
(山鹿市支所設置条例施行規則の一部改正)

4 山鹿市支所設置条例施行規則(平成17年山鹿市規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(山鹿市行政組織規則の一部改正)

5 山鹿市行政組織規則(平成17年山鹿市規則第6号)の一部を次のように改正する。  
[次のよう] 略

附 則(平成25年6月19日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成25年山鹿市条例第23号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 改正条例附則第2項に規定する交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定の例による。

附 則(平成26年3月24日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成26年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成26年山鹿市条例第9号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する申請並びに認定、通知及び交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の規定の例による。

- 3 附則第1号ただし書に規定する規定の施行の際現に改正条例による改正前の山鹿市子ども医療費助成に関する条例（平成17年山鹿市条例第129号）第5条第2項の規定による認定を受け、かつ、受給資格を喪失していない者に対しては、平成27年1月1日までに、新規則様式第3号による受給者証を交付するものとする。ただし、その者が同日までに受給資格を喪失したときは、この限りでない。

附 則（平成26年12月22日規則第32号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則

平成17年1月15日

規則第93号

改正 平成21年9月17日規則第21号

(題名改称)

平成25年6月19日規則第16号

平成26年3月24日規則第4号

平成26年12月22日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、山鹿市子ども医療費助成に関する条例（平成17年山鹿市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則21・一部改正)

(受給資格の認定の申請等)

第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、子ども医療費受給資格認定申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 助成対象者に係る社会保険の被保険者証の写し

(2) 保護者（助成対象者が申請する場合にあっては、助成対象者）の所得証明書

2 条例第5条第2項の規定による認定の通知及び受給者証の交付は、子ども医療費受給資格認定（却下）通知書（様式第2号）及び子ども医療費受給者証（様式第3号）により行うものとする。

(平21規則21・全改、平25規則16・平26規則32・一部改正)

(助成の申請)

第3条 条例第7条第1項の規定による申請は、子ども医療費助成申請書（様式第4号）及び領収書を提出して行うものとする。

(平21規則21・平25規則16・一部改正)

(助成の決定)

第4条 市長は、条例第7条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、医療費の助成をすべきものと認めるときは、助成の額を決定し、子ども医療費助成決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(平21規則21・平25規則16・平26規則32・一部改正)

(届出事項の変更の届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、次の各号のいずれかに該当するときに、子ども医療費受給資格変更届(様式第6号)を提出して行うものとする。

- (1) 加入している社会保険に変更があったとき。
- (2) その他届出事項に変更があったとき。

(平21規則21・平25規則16・一部改正)

(受給者証の再交付の申請)

第6条 条例第10条の規定による申請は、子ども医療費受給者証再交付申請書(様式第7号)を提出して行うものとする。

(平25規則16・追加)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則21・旧第7条繰上、平25規則16・旧第6条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月15日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則に基づく医療費の助成については、平成17年度から適用する。

(経過措置)

- 3 合併前の山鹿市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(平成15年山鹿市規則第4号)、鹿北町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成4年鹿北町規則第9号)、菊鹿町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成12年菊鹿町規則第23号)又は鹿央町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成4年鹿央町規則第13号)(以下「合併前の規則」という。)の規定に基づく医療費の助成については、平成16年度に限り、なお合併前の規則の例による。

附 則(平成21年9月17日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成21年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成21年山鹿市条例

第17号。以下「改正条例」という。) 附則第2項に規定する申請及び認定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条及び第5条の規定の例による。

(経過措置)

3 改正条例附則第3項の規定による通知は、新規則第2条第2項の規定の例による。

(山鹿市支所設置条例施行規則の一部改正)

4 山鹿市支所設置条例施行規則(平成17年山鹿市規則第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(山鹿市行政組織規則の一部改正)

5 山鹿市行政組織規則(平成17年山鹿市規則第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年6月19日規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成25年山鹿市条例第23号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 改正条例附則第2項に規定する交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則第2条第2項の規定の例による。

附 則(平成26年3月24日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成26年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 山鹿市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(平成26年山鹿市条例第9号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する申請並びに認定、通知及び交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の山鹿市子ども医療費助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条の規定の例による。

- 3 附則第1号ただし書に規定する規定の施行の際現に改正条例による改正前の山鹿市子ども医療費助成に関する条例（平成17年山鹿市条例第129号）第5条第2項の規定による認定を受け、かつ、受給資格を喪失していない者に対しては、平成27年1月1日までに、新規則様式第3号による受給者証を交付するものとする。ただし、その者が同日までに受給資格を喪失したときは、この限りでない。

附 則（平成26年12月22日規則第32号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。